相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　鈴木忠兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　大竹　和吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　柿沼　幸助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野　兵吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　加藤　清吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　加藤　栄藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　楳沢　留吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　浅野　鶴吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　飯田　要藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　三柴多治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　三柴　志ん

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　加藤　栄藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　加藤　平吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野口　与吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野口森三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小林鉄五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一